

III Q&A

Q 1. 申請したら、必ず全員に支給されますか？

A 1. 支給要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定したときに支給されます。

Q 2. 対象となる学校は？



A 2. ・国公立私立の高等学校（専攻科を含む） ・中等教育学校後期課程
 ・高等専門学校（1年生～3年生） ・専修学校高等課程
 ・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、
 ①理容師、②美容師、③准看護師、④調理師、⑤製菓衛生師
 の国家資格者養成課程の指定を受けたもの

Q 3. 高校2年生と高校1年生の子どもがいる場合、給付額はいくらになりますか？

A 3. 公立高校に在学中の場合、高校2年生は第1子の高校生であるため117,100円、高校1年生は高校2年生の兄（姉）がおり、第2子以降に該当するため143,700円となり、世帯合計で260,800円となります。

なお、申請書類は一人ずつ、それぞれ在学する高等学校へ提出してください。

※ 私立高校に在学している場合は、給付額が異なります。

詳しくは学校、または県学事法制課（電話099-286-2146）までお問い合わせください。

Q 4. 双子でそれぞれ違う公立高等学校へ入学した場合の支給額はどのようになりますか？
 （保護者等の被扶養者が双子のみの場合）

A 4. 全日制であれば、第1子に該当する場合は117,100円、第2子以降に該当する場合は143,700円となります。申請書類はそれぞれ在学する高等学校へ提出してください。

Q 5. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 5. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち1年間の所得に応じて決まる税額のことです。

（収入や所得とは異なります。）

◆ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、以下の書類で確認することができます。

- 課税証明書（市町村役場で発行）
- 市民税・道府県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」（勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。）
- 住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

※源泉徴収票では確認できません。



	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

Q 6. 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 6. 確定申告をしていない場合（課税証明書の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の欄が「*****（アスタリスク）」になっており、備考欄に「被扶養者」とある場合）、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受け、申請期間内に申請手続を行ってください。



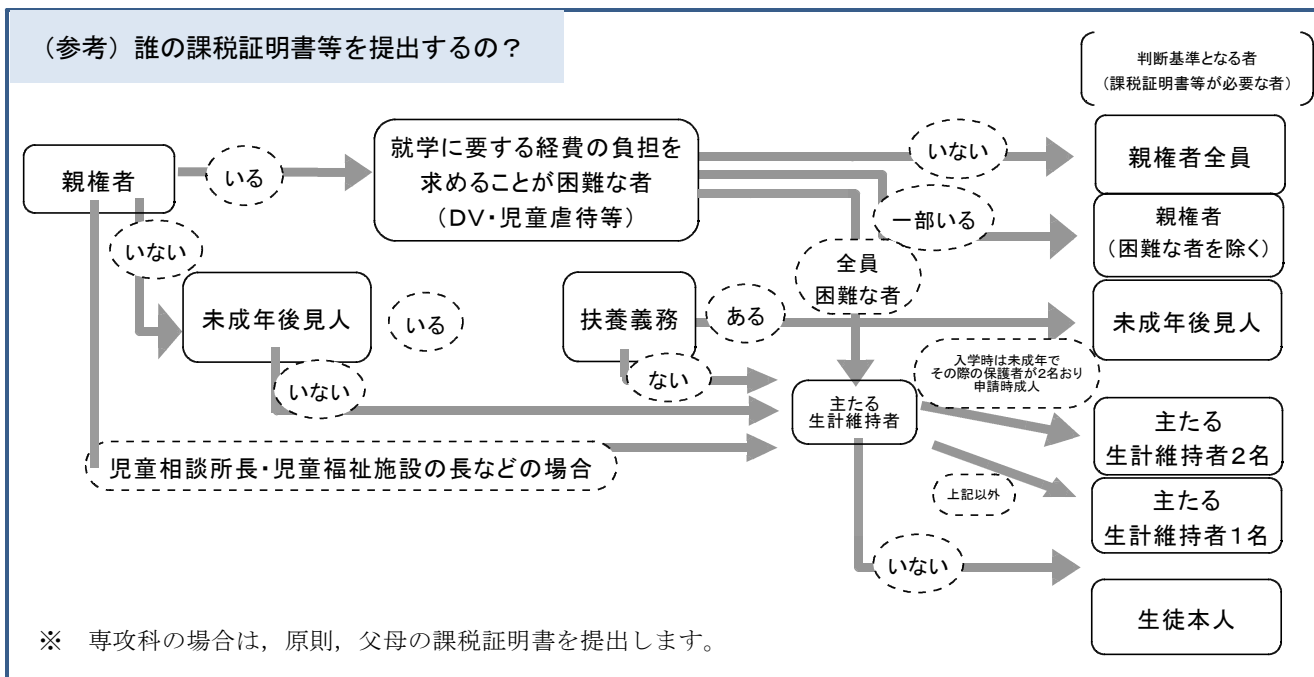
Q 7. マイナンバー及び課税証明書等はいつ提出するのですか？

A 7. 就学支援金の受給資格認定申請時（4月）にマイナンバーを提出します。課税証明書等は申請の際に申請書等と併せて提出します。

※ 高専、県外公立高校は申請の際に課税証明書等を提出します。マイナンバーの提出は不要です。

Q 8. 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 8. 原則として、親権者（専攻科の場合は父母）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等と同居していても、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2人分のみ提出してください。



Q 9. 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 9. 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 10. 基準日に休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 10. 休学が病気その他やむを得ない理由によるもので、休学期間が6か月以内かつ年度内の復学が認められる場合は支給対象となります。詳しくは学校へお問い合わせください。

Q 11. 給付金支給後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A 11. 支給は基準日で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などによる給付金の支給及び返還は行いません。

Q 12. 申請者が外国籍の場合は対象になりますか？

A 12. 支給要件を満たし、かつ、鹿児島県内に住所を有していれば対象になります。県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県で申請してください。

